

10月は住生活月間



問住宅政策課 ☎0422-29-9704

みたか住まい探しサポート(愛称:みたすま)

住まい探しの相談に、専門の相談員が応じます。

☎10月20日、11月17日の火曜日午後1時30分～2時10分、2時15分～2時55分、3時～3時40分、3時45分～4時25分(日時要相談) ①市内に1年以上在住の高齢者(65歳以上)・障がい者・子育て・低所得者世帯など ②情報整理シート(市HPで入手) ③同課 ☎0422-29-9704へ

住宅確保要配慮者向け協力不動産店の募集

三鷹市の居住支援へご協力いただける市内および近隣区市の不動産店を募集します。登録すると市HPに協力店として掲載され、「みたか住まい探しサポート(上記)」と連携して、相談者のお部屋探しに協力していただきます。

④協力不動産店登録申込書(市HPで入手)、宅地建物取引業者免許証の写しを同課 ☎jutaku@city.mitaka.lg.jp・Fax 0422-48-0975・☎「〒181-8555住宅政策課」へ

11月7日(土)開催

住教育セミナー 空き家について考える

空き家を放置することに伴うリスクや対策について学びます。

⑤(一社)全国空き家アドバイザー協議会東京支部 ⑥三鷹産業プラザ

第1部 その空き家、放置して大丈夫ですか? いますぐ考えたい空き家リスク

☎午前9時45分～10時40分 ⑦同支部の成毛健将さん ⑧当日会場へ

第2部 空き家をめぐる最近の動き

☎午前10時40分～11時10分 ⑨同支部事務局長の杉本龍一さん

⑩当日会場へ

第3部 空き家無料個別相談会

☎午前11時15分～11時45分、11時45分～午後0時15分

⑪各回4組 ⑫同支部 ☎0120-80-8686へ(平日午前8時30分～午後5時30分。先着制)

犯罪防止のためにご活用ください

住宅等防犯対策補助金



問安全安心課 ☎0422-45-1116

住宅(共同住宅を含む)や店舗、事業所などで、令和8年4月1日以降に実施した防犯対策を対象に、費用の一部を補助します。

①対象の防犯対策を実施した住宅などの所有者、使用者、管理組合(1住宅などにつき1回限り) ②9年2月26日(金)(消印有効)までに申請書類(市HPで入手)などを同課窓口(元気創造プラザ5階)・☎「〒181-0004安全安心課」へ

※7年度に同補助金を受け取った方・世帯などは申請できません。

対象となる防犯対策(一部)

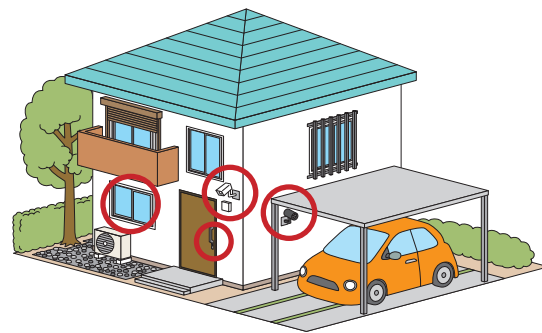
- 防犯カメラの設置
- 防犯性能の高い錠や補助錠の取り付け
- 防犯フィルムの貼り付け
- センサー付きライトの取り付け

※断熱防犯窓は、都の「既存住宅における省エネ改修促進事業」の対象であるため、本事業の対象外です。

補助金の額

実支出額の2分の1(上限25,000円。1,000円未満切り捨て)

※複数の防犯対策を合わせた申請も可(上限額は25,000円)。



知っていますか?
CPマーク

CP製品は、ピッキングやドア錠のこじ開けなどによる侵入に5分以上耐えられる「防犯性能の高い建物部品」です。侵入に5分かかると、侵入者の約7割が諦めるとわれています。



国民健康保険に関するお知らせ

問保険課 ☎0422-29-9216

国民健康保険の加入者が新たに職場の健康保険に加入した場合は、国民健康保険脱退の手続きが必要です。また、職場の健康保険や後期高齢者医療制度など、他の健康保険に加入している方や、生活保護を受けている方を除くすべての方が国民健康保険に加入する必要があります。申請方法など、詳しくは市HPでご確認ください。

国保加入者が医療費を立て替えて支払った場合

療養費の支給を受けることができます。下記対象に該当する場合は、医療費を全額自己負担で支払った後、同課 ☎0422-29-9215へご連絡ください。

◆対象

- 旅行先での急病など、やむを得ず保険適用で治療が受けられなかった
- 医師が必要と認めたコルセットなどの治療用装具代を支払った
- 骨折、脱臼、打撲、捻挫などで柔道整復師の施術を受けた
- 医師が必要と認めたマッサージ、はり、灸(きゅう)の施術を受けた(単に疲労回復や慰安を目的としたもの、疾病予防のためのものなどは対象外)



国保加入者が交通事故・損害事件に遭って負傷した場合

第三者(加害者)から受けた傷病の医療費は、原則として加害者が負担すべきものですが、話し合いがすぐに解決しないなどの場合、届け出により国民健康保険を使って治療が受けられます。事故などに遭ったらまず警察に届け出を行い、同保険で治療を受ける場合は同課 ☎0422-29-9215へ連絡し、「第三者行為による傷病届」等を提出してください。

※先に加害者と示談を済ませてしまうと、同保険が使えなくなる場合があります。

資格適用終了後の国保資格使用について

転出や職場の健康保険への加入で三鷹市国民健康保険の資格を適用終了した後に、三鷹市国保の資格で医療機関などを受診した場合は、市が負担した保険給付額を返還していただきます。給付費の返納通知書に納入通知書兼領収書を同封しますので、金融機関でお支払いください。